

東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直し

わが国の経済・産業・生活を支える東京・横浜・川崎・千葉などの主要各港を擁する東京湾に、浦賀水道航路（幅員1,400m・延長14.8km・水深-23m）がある。この航路に接している第三海堡は、東京湾防衛のための海上要塞として大正10年に完成したが、同12年の関東大震災により沈下水没・暗礁化し、その後、1日約600隻以上の大型船舶等が航行する東京湾口における障害物として、接触、乗揚げ等の海難事故を多く発生させてきた。

このため、国土交通省では平成12年12月から暗礁化した第三海堡の撤去工事を開始し、同19年8月に工事が完了した。

また、名古屋・四日市などの中部圏域を控える伊勢湾の中山水道付近は、浅瀬や暗礁が点在するとともに、三河湾、伊勢湾に出入りする船舶が複雑に航行する海域であり、さらに伊勢湾内屈指の好漁場のため漁船が多数往来する海域であることから、海難事故の危険性の高い海域であった。

このため、国土交通省では平成元年12月に中山水道（幅員700m・延長2.9km・水深-14m）を開発保全航路に指定し、漁業関係者との調整を経て、同11年4月から浚渫工事を開始し、同16年8月に航路浚渫工事が完了した。

さらに、海上保安庁では平成15年7月1日から伊勢湾海上交通センターの運用を開始し、中部経済圏の海の玄関口にあたり1日約500隻の船舶が航行する伊良湖水道とその付近海域を航行する船舶に対して、海難の危険が予測される場合の注意喚起や気象の現況などの航行の安全上必要となる情報を提供するとともに、伊良湖水道という非常に狭隘な海域を航行する船舶の安全を確保するために一定の大きさ以上の船舶の管制を行っている。

このほか、GPSによる測位精度の向上や一定の大きさ以上の船舶に対してAIS（船舶自動識別装置）の搭載が義務化されるなど、東京湾、伊勢湾における船舶交通を取り巻く環境が大きく変化した。

海上保安庁ではこれら新たな海上交通環境に対応した海上交通規制等への見直しを行うため、平成19年10月に海上交通安全法に基づく交通政策審議会を開催し、同審議会で得られた答申を踏まえ「海上交通安全法施行規則」の改正等を行い、同20年1月1日から施行した。



第三海堡・撤去状況



中山水道・浚渫状況



伊勢湾海上交通センター

開発保全航路（港湾法第二条第8項）

港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路

【海上交通規制等の見直し事項】

(東京湾)

浦賀水道航路における航路への出入又は航路の横断の制限区間の廃止

第三海堡の撤去により同海堡への乗揚げの危険性が消滅したこと、また付近航行船舶の操船水域及び避航可能水域が拡大し航行の自由度が広がったことから、浦賀水道航路における航路への出入又は航路の横断の制限区間を廃止した。

浦賀水道航路における航路航行義務区間の見直し

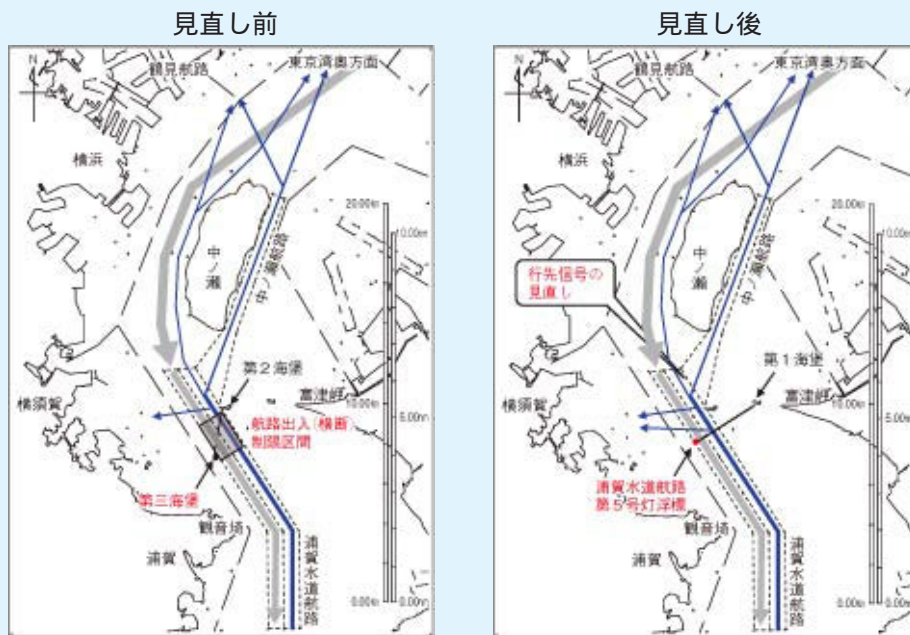
第三海堡の撤去により浦賀水道航路航行義務区間の目標物が消滅したことから、横須賀港及び中ノ瀬航路に向かう船舶に適用される航路航行義務区間を第一海堡から浦賀水道航路へ直角に引いた線に改めた。

行先表示の見直し

浦賀水道航路を經由し又は横断して中ノ瀬航路を航行する船舶は、浦賀水道航路及び中ノ瀬航路において行先信号旗を別々に掲揚する必要があったため、浦賀水道航路と中ノ瀬航路の接続部で短時間のうちに揚げ替えなければならず、船員の負担となっていた。

このため、両航路接続部での揚げ替えをなくし、一回の掲揚で複数の動静を示す行先表示に改めた。

東京湾における海上交通規制等の見直し



(伊勢湾)

伊良湖水道航路における巨大船の航路航行義務区間の特例の廃止

伊良湖水道航路を北西方向に航行し三河湾に向け航行する巨大船は、当該巨大船の喫水と中山水道における水深との関係により、伊良湖水道航路の途中から航路の北東側を横切って渥美半島沿い迂回ルートを経由する必要があるため、これを特例により認めていたが、中山水道航路の整備が完了し、巨大船も安全に航行できる環境が整ったことから、この特例を廃止し、航路航行義務区間を全区間に変更するとともに、当該巨大船が掲揚すべき行先の表示についても廃止した。

伊良湖水道航路における航路外待機基準の運用の見直し

これまで巨大船と準巨大船が航路内で行き会うことが予想される場合には、準巨大船に対し一律に航路外で待機を指示する運用を行っていたが、伊勢湾海上交通センターの運用開始に伴い航行環境が改善されたこと等から、準巨大船に対する航路外待機の運用を緩和し、原則、巨大船と準巨大船の行き会いを認める(危険物積載船は除く)運用に改めた。

伊勢湾における海上交通規制等の見直し

見直し前



見直し後



また、海上保安庁では第三海堡の撤去に伴い、浦賀水道航路の西側を示す目印が無くなることから、「浦賀水道航路第五号灯浮標」を設置し、同航路を航行する船舶と航路外を航行する船舶の水域区分を明確にし、航行船舶の安全確保を図った。

引き続き、海上保安庁では船舶運航者等に対し海上交通法令の周知徹底、安全運航の励行を指導するとともに、関係機関等と協力し船舶運航者等に限らず広く国民に対し海難防止思想を広め、海難の未然防止に取り組むこととしている。



浦賀水道航路第五号灯浮標設置状況

- 巨大船
- 全長200m以上の船舶
- 準巨大船
- 伊良湖水道航路においては全長130m以上200m未満の船舶